

れいわ ねん がつ
令和 5 年 11 月
かん きょう しょう
環 境 省
だいじんかんぼうひ しょか
大臣官房秘書課

かんきょうしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
「環境省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
たいおうようりょう かいせいあん かん いけん ぼしゅう けっか
対応要領」の改正案に関する意見募集の結果について

かんきょうしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
環境省では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する
ほうりつだい じょうだい こう きてい もと かんきょうしょう しょうがい りゆう
法律第 9 条 第 1 項の規定に基づく「環境省における障害を理由と
さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう かいせいあん ひろ
する差別の解消の推進に関する対応要領」の改正案について広く
いけん き れいわ ねん がつ にち か れいわ ねん がつ
意見をお聞きするため、令和 5 年 7 月 11 日（火）から令和 5 年 8 月 10
にち もく かん いけんぼしゅう おこな
日（木）までの間、意見募集を行ったところです。

いけんぼしゅう けっか こじん だんたい けい けん ごいけん
意見募集の結果、4 の個人・団体から計 7 件の御意見をいただき
ました。お寄せいただいた御意見とそれに対する環境省の考え方
べってん と つごうじょう ごいけん
は別添のとおりです。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見
てきぎょうやくせいり ほんけん ちよくせつかんけい ごいけん
を適宜要約整理するとともに、本件とは直接関係しない御意見は
しょうりやく ごりょうしょう
省略させていただいておりますので、御了承ください。

こんかいごいけん よ かたがた ごきょうりよく あつ おんれいもう
今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に、厚く御礼申
あ
し上げます。